

学校教育推進の重点

学校教育推進の重点

重点目標 1

基礎・基本を定着させ学力の充実・向上を図る

質の高い学力をはぐくむため、授業改善の推進、家庭学習習慣の確立などを通して学習意欲を高めるとともに、基礎・基本を定着させ学力の充実・向上を図る。

また、基礎的・基本的な知識や技能を活用し、自ら課題を解決する力をはぐくむ取組を推進する。

(1) 基礎学力の定着

- 井手町授業方程式により基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させる。
- 各種診断テストや調査に基づく多面的・多角的な学力把握と分析により、授業改善の視点を明確にする。
- 学校と家庭が連携し児童生徒の学習サイクルの確立に努めるとともに、組織的・計画的にスパイラル学習を進め、学力の定着を図る。

(2) 基礎的な知識や技能を活用する力の育成

- 各教科等で身に付けた基礎的・基本的な知識や技能を活用する思考力・判断力・表現力や、自ら課題を解決する力をはぐくむために、各教科に応じた言語活動の充実を図る。
- 日頃の学習の発展として教科に関係する各種検定等にチャレンジするなど、活用力を伸ばす取組を推進する。
- 大型モニターやデジタル教科書、タブレット型PC等のICTを積極的に活用した学習指導を充実する。

(3) 学習意欲の向上

- 子どもが主体的・対話的で深い学びができるよう授業改善を推進するとともに、学習の状況に応じて個別に支援方策を立て学習習慣の定着を図り、一人一人に応じたきめ細かな指導を行う。
- 知的好奇心や探求心をはぐくむ体験活動や出前授業などにより学習意欲を引き出す取組を推進する。
- 小学校において中学校教員の専門性を活かした学習指導を進め、児童の学ぶ意欲を高める。

(4) 保小中連携の推進

- 接続カリキュラム等を活用し、校種間の円滑な移行を図るとともに、保小中が連携しながら希望進路実現のための確かな学力を育成する。

<事業や取組>

※()数字は上記項目番号、◎は複数項目に重複している事業・取組

○授業改善の推進(1)(3)

(井手町授業方程式をベースにし、更なる授業改善を推進する:ジョイント・アップ推進事業)

○京都式「効果のある学校」推進事業(1)(2)(3)(4)

(小学校1年生まなびスタート調査等を活用し、保小中連携部会の取組を通して、保育および学習指導の工夫改善に努めるとともに、保護者への啓発を行う)

(困難な状況におかれている児童生徒をはじめ、すべての児童生徒の基礎学力の充実と希望進路の実現を目指す)

○小学生個別補充学習「ジュニアわくわくスタディ」(1)(2)(3)

(小学4・5年生を対象に既習の学習内容の基礎・基本を徹底することでつまずきの解決を図り、主体的に学習に取り組む意欲・態度を身に付けさせる)

○中1振り返り集中学習「ふりスタ」の推進(1)(2)(3)

(中学1年生で小学校での基礎的・基本的内容を復習するとともに、家庭学習習慣の確立を図り学習意欲を高める)

○中2学力アップ集中講座(1)

(中学2年生における基礎学力の定着や発展学習のための集中講座を実施し、中学3年生に向けた学力向上を図る)

○学生パワー活用事業(1)(3)

(大学生等を教育ボランティアとして受け入れ、児童生徒への個に応じたきめ細かな学習支援を行い、学力の充実・向上を図る)

◎京都式「学力向上教育サポーター」事業(1)(3)

(家庭の経済的な理由等により、学習上深刻な課題をもつ児童生徒や家庭についてアドバイスする専門家「まなび・生活アドバイザー」を配置し、学習習慣や基本的生活習慣の確立のための相談等を進める)

◎京都式少人数教育の推進(1)(3)

(少人数授業や少人数学級編成により、きめ細かな指導を行い、学力の充実・向上を図る)

◎学習集団づくりの推進(1)(3)

(子どもが互いに協力して学びあい・高めあう学習集団づくりによって学ぶ意欲を高め学力の向上を図る：ジョイント・アップ推進事業・京都式「効果のある学校」推進事業)

◎個別支援プログラムの推進(1)(3)(4)

(学習の状況に応じて個別に支援方策を立てきめ細かな指導を行う：ジョイント・アップ推進事業)

○コミュニケーション能力の育成(2)

(総合的な学習の時間や各教科等を通して、スピーチやディベートなど、児童生徒のコミュニケーション能力をはぐくむ取組を推進する)

○チャレンジ学習事業(2)

(漢字検定、英語検定、数学検定等にチャレンジし活用力を伸ばす)

○英検チャレンジ推進事業(2)

(実践的な英語力とコミュニケーション能力を高めるため、英語検定受検を促進する)

○数検チャレンジ推進事業(1)(2)

(知り得た情報を解釈して、理解する能力と選択する能力を高めるため、算数検定受検を推進する)

○京都大学等と京都府教育委員会との連携事業(3)

(大学と連携し子どもの知的好奇心や探求心をはぐくむ体験事業や出前授業などにより、学習への興味・関心を高め学ぶ意欲を引き出す)

◎調べる学習地域コンクール事業(2)

(図書や資料等を使い自ら探求し課題を解決する発展的学習活動を進め、基礎的な知識や技能を活用する力をはぐくみ、全国コンクールにも応募する)

◎小・中連携加配等による小学校での英語科・音楽科指導(3)(4)

(小学生を対象とした中学校教員による授業により児童の学ぶ意欲や能力を高める)

○AETの有効活用(3)(4)

(複数名配置したAETを有効活用し、英語を学ぶ意欲を引き出し、コミュニケーション能力や国際感覚を育成する)

○中学校体験授業、部活動体験、出前授業の推進(3)(4)

(小学生による中学校での授業や部活動の体験、中学校教員による小学校への出前授業によっ

- て学ぶ意欲を高める)
- 保小中連携の推進(4)
(井手町保小中連携部会を中心に、保育園と小学校・中学校間のスムーズな接続に努める)
- スパイラル学習の推進(1)(4)
(授業開始後5分間の振り返り学習、週単位や学期単位の定着確認テスト、日々の授業と結んだ家庭学習などを進め学力の定着を図る)
- 家庭学習強化週間の推進(1)(4)
(家庭での自主学習習慣の確立を図る)
- ◎ICTを活用した指導の充実(2)
(大型モニターやデジタル教科書、タブレット型PC等のICTを積極的に活用し、学力向上を図る)

重点目標2

豊かな人間性や社会性をはぐくむ

生命を尊重し人を思いやる心など、「心の教育」を充実し豊かな人間性や感性をはぐくむ。

また、規範意識やコミュニケーション能力を高め、人や社会とつながり共生できる社会性をはぐくむとともに、将来のまちづくりを担う児童生徒を育成する。

(5) 生命を尊重し人を思いやる心など「心の教育」の充実

- 道徳科・道徳の時間の指導や豊かな体験活動を充実し、生命を尊重し人を思いやる心など「心の教育」を推進し豊かな人間性をはぐくむ。

(6) 豊かな感性や情緒の育成

- 一流の文化芸術団体による優れた舞台芸術を鑑賞し、芸術家との出会いによって豊かな感性や情緒をはぐくむ。

(7) 規範意識を高め、自ら考え理解し行動できる力の育成

- 実生活の中での法・規則・ルール等について、自ら考え、理解し、行動できる能力の育成に努める。
- 学校と家庭が連携し、情報に関するルールやマナーの「情報モラル教育」を徹底する。

(8) コミュニケーション能力を高め、人と共生できる力の育成

- 集团的活動・ボランティア活動・世代間交流等を通して、コミュニケーション能力を高め、好ましい友人関係をつくるとともに、社会とのつながりを広げ人と共生できる力を養う。

(9) 地域の教育力を活かし、地域社会と協働して実践する「まちづくり教育」の推進

- まちの自然・歴史・人材等地域の教育力を活かし、将来のまちづくりの主人公の育成を目指す「まちづくり教育」を推進する。

<事業や取組>

- ◎学習集団づくりの推進(7)(8)
(子どもが互いに協力して学びあい、高めあう学習集団づくりによって、人と共生できる力を高める：ジョイント・アップ推進事業・京都式「効果のある学校」推進事業)
- ◎情報モラル教育の推進(7)

（「子どもを守るスマホ8か条」など学校と家庭が連携し、情報に関するルールやマナーを徹底する）

○地域学習や体験学習の推進(8)(9)

（豊かな緑と清流を守る協議会、ゲンジボタルを守る会、ボランティアガイド等地域住民の協力による体験活動を推進し、身近な人との交流や出会いの場をつくるとともに、社会科副読本等を活用した地域学習を充実させ、郷土への愛着心をはぐくむ）

○集团的活動・社会体験活動・ボランティア活動等体験活動の充実(5)(8)(9)

（様々な体験活動を通して思いやりの心をはぐくみ、コミュニケーション能力を高め人や社会とつながり共生する力をはぐくむ）

○道徳教育の充実(5)

（道徳の教科化を踏まえた道徳教育の推進体制の充実及び全体指導計画、指導方法の工夫改善を図る）

○道徳科教科書や資料の活用(5)

（道徳科教科書の計画的使用や「京の子ども明日へのとびら」、「私たちの道徳」、「道徳教育の進め方京都式ハンドブック」等を活用し、道徳科指導の充実を図る）

○文化芸術体験・鑑賞に係る事業(6)

（一流の文化芸術団体による優れた舞台芸術を鑑賞し豊かな感性や情緒をはぐくむ）

重点目標 3

いじめの防止等のために積極的な指導を進める

井手町及び学校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめの早期発見・早期対応に努め、教育委員会と連携した指導のもと、いじめの防止と解決に向けた取組を積極的に進める。

(10) いじめを許さない日頃の指導と、早期発見・早期対応に努める

- 学校教育活動全体を通じ、人権尊重を基盤とした指導を充実させるとともに、児童生徒の豊かな情操や社会性、人を思いやる心などをはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを進める。
- いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであるという危機意識をもって、子どもの変化を察知する鋭敏な人権感覚を磨き、学校・家庭・地域社会の連携の下、早期発見・早期対応に努める。
- いじめ相談窓口の設置や定期的ないじめ調査を実施する。

(11) 人権尊重の視点に立ち、内面深く迫る粘り強い指導を進める

- 児童生徒に「いじめは決して許されない人権侵害である」ことを理解させ、内面に深く迫る指導を粘り強く行うとともに、陰湿化・潜在化することのないよう注意深く指導を継続する。
- いじめに係る行為の防止にとどまることなく、友人関係を注視し良好な関係に戻るまで指導を徹底する。

(12) 学校全体で組織的な対応を図る

- いじめの兆候が見られたら、教職員一人で抱え込むことなく、管理職等に速やかに報告し、学校全体で共通理解を図りながら組織的に対応する。

(13) 教育委員会や家庭・地域社会と迅速かつ緊密な連携を図る

- いじめ問題の発生に際しては、事実関係を正確に確認した上で、速やかに教育委員会へ報告・連絡・相談を行うとともに、家庭・地域社会とも緊密に連携して取組を進める。

(14) 深刻ないじめには関係機関とも連携するなど毅然とした指導を行う

- 暴行や恐喝などの犯罪行為等、学校の指導の範囲を超えるいじめについては、教育委員会と連携しながら警察や児童相談所とも連携した対応を行う。
- いじめの状況により、被害児童生徒を守り学校の秩序を保つために、教育委員会と連携し加害児童生徒に対して出席停止等の措置も検討する。

<事業や取組>

- 井手町いじめ防止対策推進委員会の取組(12)(13)(14)
- 各小中学校いじめ防止対策会議等の定期的な開催(10)(11)(12)(13)(14)
- いじめの相談窓口の取組(10)(13)
- 学期ごとの「いじめ調査」の実施(10)(11)
- SC・SSWの活用を図り、よりきめ細やかな指導を推進する(10)(11)
- 早期発見、未然防止のための毎週のいじめチェックシートの活用(10)
- 児童生徒が自主的に行う、いじめ防止等の活動に対する支援(10)(11)
- いじめ防止等のための対策に関する教職員研修の実施(10)(11)
- ◎情報モラル教育の推進(10)(11)
(「子どもを守るスマホ8か条」等を活用し、児童生徒の情報モラルを高める指導に努める)

重点目標 4

たくましく健やかな身体をはぐくむ

授業や部活動の充実に努めるとともに、地域の指導者の活用を図り、児童生徒の体力や運動能力の向上を目指す取組を推進する。

また、望ましい生活習慣や食習慣を身に付けさせ、健やかな身体の育成を図る取組を充実する。

(15) 体力の向上とスポーツの推進

- 「運動遊びガイドブック」や「京の子ども元気なからだスタンダード事業」での成果を学校に普及・活用し、運動やスポーツに親しませ、体力向上を図る。
- 地域のスポーツ人材を活用し、運動部活動の指導を通して児童生徒の運動能力を高める取組を推進する。
- オリンピック・パラリンピック教育の推進によって、一人一人に豊かなスポーツころをはぐくむ。

(16) 健やかな身体の育成と食育の推進

- 専門機関との連携による喫煙・飲酒・薬物乱用防止のための啓発指導や食育指導などの取組により児童生徒の健やかな身体の育成を図る。

<事業や取組>

- 「運動遊びガイドブック」や「京の子ども元気なからだスタンダード事業」の成果の普及と活用(15)
(児童が運動に親しみながら体力向上を図る)
- 「オリンピック・パラリンピック教育推進校」事業の普及と活用(15)
(2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、オリンピック等との交流や学習を通して、スポーツへの関心・意欲を高める)
- 外部指導者派遣事業(15)(16)
(地域のスポーツ指導者の協力を得て運動部活動等の活性化を図る)

◎非行防止教室・薬物乱用防止教室(16)

(子どもたちの身近に迫る可能性のある危険な薬物から身を守るための啓発指導を推進するとともに、児童生徒の規範意識の醸成による非行の未然防止に努める)

○食育指導の推進(16)

(食物アレルギー対応マニュアルに基づいて適切に対応を進めるとともに、望ましい食習慣を身に付けさせ、地域社会や家庭と連携した指導を推進する)

重点目標 5

人権を尊重し個性や能力を伸ばす

人権尊重を教育活動の基盤に据え、同和教育を人権教育の重要な柱として教育活動全体に位置づけるとともに「部落差別の解消の推進に関する法律」等差別のない社会の実現をめざした法律を踏まえ、人権問題の正しい理解や認識の基礎と人権尊重の実践的態度を培う。

また、一人一人の個性や能力を伸ばすため、多様な教育的ニーズに対応した魅力ある学校づくりを推進する。

(17) 人権教育の推進

- 人権教育を教育活動全体に適切に位置付け、人権尊重の意識を高め、自他の人権を大切にする教育を進めるとともに、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実・向上、進路保障に努める。

(18) 特別支援教育の推進

- 障がいにより教育上特別の支援を必要とするすべての児童生徒の教育的ニーズに的確に対応できる指導体制を確立するとともに、「障害者差別解消法」に基づいて、合理的配慮を図りながら一人一人に応じたきめ細かな指導計画に基づき、学習や生活をよりよくする指導や支援を推進する。

(19) キャリア教育の推進

- 児童生徒一人一人の将来に対する目的意識を高めキャリア教育を通して望ましい職業観や勤労観を身に付け、自らの進路を主体的に切り拓く能力や態度を育成する。

(20) 読書活動の推進

- 読書活動を積極的に推進し、読書を通して豊かに言葉を学び感性を磨き、読解力・思考力・想像力・表現力を養い、より豊かに生きる力をはぐくむとともに、自ら課題を解決する力を高める。
- 学校図書館の利用を促進し読書活動を積極的に推進するため、学校司書を派遣する。

<事業や取組>

○教育総合推進地域事業(17)

(学力の向上を目指し教育上の課題について総合的に解決を図る取組を推進する)

○人権教育の充実(17)

(「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、町人権・同和教育研究会での研究協議や校内研究等を実施し、人権教育の研修と取組を充実する)

○人権教育授業の公開(17)

(各校で実施する人権教育の授業を保護者や地域に公開し、人権教育の取組について理解を図る)

- 人権学習資料集の活用(17)
(人権学習資料集小学校編ⅠⅡⅢⅣや新しく発刊された中学校編ⅠⅡ等を積極的に活用する)
- 特別支援教育支援員配置事業(18)
(通常学級で特別な支援を必要とする児童生徒への支援の充実を図る)
- 井手町通級指導教室推進事業(18)
(通常学級に在籍する児童で、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために、通級による指導を行い支援の充実を図る)
- 個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成(18)
(特別支援学級や通級指導教室では、在籍する児童生徒全員について個別の指導計画・個別の教育支援計画を作成し、より個に応じた指導を推進する)
- 交流や共同学習の充実(18)
(障がいの有無に関わらず誰もが共に暮らす社会を目指す「地域学校」や支援学校との交流などを推進する)
- KYO発見 仕事・文化体験活動推進事業(19)
(地域社会での様々な体験活動を通して望ましい職業観、規範意識、コミュニケーション能力等を身に付けさせる)
- ◎調べる学習地域コンクール事業(20)
(図書や資料等を使い自ら探求し課題を解決する発展的学習活動を進め基礎的な知識や技能を活用する力をはぐくみ、全国コンクールにも応募する)
- ◎小・中学校への学校司書の配置(20)
(学校司書を配置して学校図書館利用を促進し児童生徒の読書活動を支援する)
- 読書通帳の活用(20)
(読書通帳を活用し児童生徒の図書館利用を促進し読書量を増やす)

重点目標 6

社会の変化に主体的に対応できる力をはぐくむ

社会の変化に主体的に対応し、よりよい社会づくりに貢献できる力をはぐくむ。

(21) 環境教育の推進

- 太陽光発電設備を活かし、環境の保全とエコ社会の構築に向け、児童生徒自らが進める、よりよい環境づくりへの取組を推進する。

(22) 情報教育の推進

- 情報の取捨選択と活用力を高め、情報機器や情報通信ネットワークを適切に利用する力を育成する。
- 学校と家庭が連携し、情報に関するルール・マナーの徹底を図る。

(23) 国際理解教育の推進

- 全校生徒による国際交流の取組やオーストラリア姉妹校生徒の受け入れなどにより、国際理解教育を一層推進する。
- 外国語指導を充実し、コミュニケーション能力の育成を図ることにより、児童生徒にグローバルな社会を生きる力の基礎を培う。

<事業や取組>

◎環境教育の推進(21)

(環境教育プログラムに沿って学習活動を進めるとともに、児童生徒自らが学校や家庭でエコ

- 実践活動を行う取組を推進する)
- 清掃ボランティア活動の推進(21)
(学校周辺など身近な場所での清掃活動などのボランティア活動を行う)
 - ◎情報モラル教育の推進(22)
(「子どもを守るスマホ8か条」等を活用し、児童生徒の情報モラルを高める指導に努める)
 - 情報リテラシー教育の推進(22)
(パソコン教室等を有効活用し、児童生徒に情報活用能力を育成する)
 - 英語指導助手活用事業(23)
(英語指導助手を小・中学校の英語指導で活用する)
 - ◎泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業(23)
(全校生徒による国際交流の取組やオーストラリア姉妹校生徒の受け入れなどにより、その成果を小・中学校や町内へ広める)
 - 英検チャレンジ推進事業(23)
(実践的な英語力とコミュニケーション能力を高めるため、英語検定受検を促進する)

重点目標 7 学校の教育力の向上を図る

学校の教育力の向上を図り、学びを支える教育環境を充実する。

(24) 特色ある学校づくり

- 児童生徒の学力向上を目的として小・中学校が協力連携して授業や学習支援を工夫改善し、学力向上を一層推進する。
- グローバル社会の進展に対応し、児童生徒に未来への希望と展望を持たせるため、国際交流や海外派遣の取組により、特色ある学校づくりを推進する。
- 小・中学校へ学校司書を配置し、児童生徒の読書活動を支援し読書意欲を高める。
- 地域の教育力を活かし、地域社会と協働して実践する「まちづくり教育」を推進する。

(25) きめ細かな指導や取組の推進と生徒指導の充実

- きめ細かな指導や取組を充実することで児童生徒が学校で安心して過ごし自己実現を図れるようにするとともに、いじめ・暴力行為・不登校を未然に防止し早期発見・早期対応できるよう総合的に取り組む。

(26) 土曜日を活用した教育の推進

- 土曜日を活用した教育活動を学校の実態に応じて年間指導計画に位置づけて実施し、積極的な授業公開によって地域社会との連携を深めるとともに、学習への意欲を高め基礎学力の定着を図る。

(27) 教員の資質・能力の向上

- 府教委の研修制度を積極的に活用するなど、各種研修の機会を利用し教員自らが資質や指導力を高める。
- 大型モニターやデジタル教科書、タブレット型PC等のICTを積極的に活用できるよう、計画的に研修を進める。

(28) 体罰を許さない学校づくり

- 体罰は法令に違反し、いかなる理由があっても決して許されない行為であり、何らの教育効果を生む行為でもないことを教職員一人一人が十分認識する。
- 学校は日頃から児童生徒との信頼関係に基づく指導に努め、日常の指導において体罰を容認する体質や土壌がないかを学校組織で点検するとともに、校内研修で体罰根絶の取組を徹底する。

- 体罰は法令に違反し、いかなる理由があっても決して許されない行為であり、何らの教育効果を生む行為でもないことを教職員一人一人が十分認識する。

(29) 働き方改革の推進

- 業務改善等による、教職員と子どもが向き合う時間の確保や自らの資質・能力の向上に取り組める環境づくりを推進する。

<事業や取組>

- ジョイント・アップ推進事業(24)
(小・中学校が連携し、学力の充実・向上を目的とした授業改善、個別支援プログラム、学習集団づくりの3つの柱での取組を推進する)
- ◎泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業(24)
(全校生徒による国際交流やオーストラリア姉妹校生徒の受け入れなどにより、その成果を小・中学校や町内へ広める)
- ◎小・中学校への学校司書の配置(24)
(小・中学校へ学校司書を配置し学校図書館利用を促進し児童生徒の読書活動を支援する)
- 心の居場所サポーター活用事業(25)
(心に悩みを持つ児童生徒や不登校傾向のある児童生徒への対応を目的とした相談員を配置し、不登校の未然防止や早期解決を図る)
- スクールカウンセラー活用事業(25)
(不登校児童生徒への対応のため臨床心理士を配置し教育相談機能の充実を図る)
- ◎非行防止教室・薬物乱用防止教室の開催(25)
(非行の未然防止と規範意識を醸成するため、京都府警少年サポートセンターによる非行防止教室等を開催する)
- ◎京都式少人数教育の推進(25)
(少人数授業や少人数学級編成により、きめ細かな指導を行い学力の充実・向上を図る)
- ◎京都式「学力向上教育サポーター」事業(25)
(学習の困難な様々なケースについてアドバイスする専門家<まなび・生活アドバイザー>を配置し、学習習慣や基本的生活習慣の確立のための相談等を実施する)
- ◎個別支援プログラムの作成と活用(25)
(個別支援プログラムを作成し、一人一人の課題に応じたきめ細かい学習支援を行う)
- ◎小・中連携加配等による小学校での英語科・音楽科指導(25)
(小学生を対象とした中学校教員による授業により児童の学ぶ意欲や能力を高める)
- 勤務時間に関する意識改革と適正管理による働き方改革の推進(29)
(井手町立学校教職員出退勤時刻記録システムの適正な運用管理に努める)
- 授業改善を目的とした校内重点研究の推進(24)
(ジョイント・アップ推進事業による授業改善を推進し学力の充実・向上を図る)
- 「単位制履修制度」の計画的受講の推進(27)
(教員のライフステージに応じた必要な研修を受講する等、府教委研修制度を活用し計画的に受講する)
- 土曜日を活用した教育の在り方実践研究事業(26)
(土曜日を活用して授業や行事を行い、児童生徒の学力を高めるとともに、学校と地域社会との連携した取組の強化を図る)
- まちづくり教育の推進(24)
(地域住民の協力による授業や体験活動を推進し、地域社会と協働して教育を推進する)

重点目標 8

安心・安全で充実した教育環境を整備する

児童生徒が安心・安全で充実した学校生活を送れるよう教育環境を整備する。

(30) 安心・安全な教育環境

- 児童生徒が安心して通学や学校生活ができるよう、保護者・地域住民との緊密な連携のもとに子どもの見守りや安全指導を行う。
- 児童虐待等の早期発見・早期対応のための校内相談体制の整備、関係機関との連携強化を図る。
- 就・修学等を支援するための援護制度の周知・徹底や「まなび・生活アドバイザー」と連携した支援の充実を図る。
- 計画的に安全教育を実施し児童生徒の危機対応能力を育成する。

(31) 設・設備や備品の整備と安全点検・安全指導の徹底

- 児童生徒が安心・安全で充実した学校生活を送れるよう施設・設備や備品を整備する。
- 学校内外での事故を防止するため、施設・設備や備品の安全点検と安全指導を徹底する。

(32) 家庭及び地域とのネットワークづくりの推進

- まちづくり教育を活用し、保護者や地域とのネットワークづくりを推進する。

<事業や取組>

- 安全教育の充実(30)
(避難訓練等計画的に実施し、児童の危機対応能力を育成する)
- 子ども見守り隊活動支援事業(30)(32)
(子どもの通学途上や帰宅後の安全を見守る活動を行う協力団体との連携し指導する)
- 井手町通学路安全推進会議(30)(32)
(井手町通学路交通安全プログラムに基づいた取組を推進する)
- 施設・設備や備品の整備・充実(31)
(児童生徒が安心・安全で充実した学校生活や学習活動ができるよう教育環境を整備する)
(食物アレルギー対応の専用調理室を活用し、安心・安全な給食を提供する)
- 計画的な施設・設備や備品の安全点検と安全指導の徹底(31)
(施設・設備や備品の安全点検を行い、学校内外での安全指導を徹底し防災教育に努める)

- <参考>○ 小・中学校耐震補強(平成19年度完了)
- 小・中学校普通教室空調設備(平成21年度完了)
 - 小・中学校太陽光発電設備(平成21年度完了)
 - 小・中学校全学級に大型モニター設置(平成27年度完了)
 - 小・中学校給食費全額補助(平成30年度より実施)

学校教育関係の主な事業・取組

1 ジョイント・アップ推進事業

(1) 本事業の目的

本町のジョイント・アップ推進事業は、平成 18・19 年度に京都府教育委員会の指定を受けたジョイント・アップ研究開発事業に始まり、研究期間終了後も指定を受けた町内 3 小中学校が連携し、児童生徒の学力向上を目的として今日まで様々な取組を展開してきている。

小・中学校が協働し、9 年間を見通した「質の高い学力」を育成するため、井手町方程式の確立を目指して取組を進めている。

(2) 研究組織と研究方針

(ア) 授業改善部会

授業力の一層の向上と学力向上を目指すカリキュラム連携の推進

(イ) 個別支援部会

個別支援プログラムの有効事例の共有

(ウ) 学習集団部会

児童生徒による主体的取組の推進

(3) 合同授業研究会と研修会

(ア) 年間 3 回実施する合同授業研究会では、「国語・社会チーム」「算数・数学・理科チーム」「英語・外国語活動チーム」に分かれて授業公開と事後研究会を実施し、小中学校の全教員で学力向上のための研究を推進している。

(イ) 夏季研修会では学力向上推進上の諸課題に焦点化した研究を進めている。

2 泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業

(1) 事業目的

- (ア) 姉妹校との交流を通して、語学力の向上と異文化への理解を深めるとともに、自国や自分の故郷の文化を理解するなど、国際的な視野を持った生徒を育成する。
- (イ) 日常的に姉妹校との学校間交流を推進し、泉ヶ丘中学校の国際理解教育の一層の活性化を図る。
- (ウ) 「まちづくり教育」の一環として位置づけ、将来の本町を担う豊かな国際感覚を身に付けた生徒を育成する。

(2) 姉妹校の概要

- (ア) 所在地 オーストラリア メイトランド市
- (イ) 学校名 セイント・ジョセフ・カレッジ ロッキンバー
- (ウ) 学校概要 学校創立から約 130 年の歴史を有する伝統のあるカトリック系の学校。
12 歳～15 歳（中 1～高 1）までの生徒約 700 名が在籍

(3) 国際交流の取組

- (ア) 平成 24 年度：姉妹校との盟約書調印など派遣に向けた事前準備
- (イ) 平成 25 年度：泉ヶ丘中学校生徒の海外派遣開始
- (ウ) 平成 26 年度：姉妹校生徒の受け入れ開始
(以後、派遣と受け入れを隔年で実施)

日常的に姉妹校との間で全校生徒による手紙の交換、DVDや写真による学校行事等の紹介などを行い、国際理解教育の推進を図る。

(4) 海外派遣事業

- (ア) 派遣期間・生徒数・活動内容
 - ① 派遣期間は夏季休業中の 10 日間程度、派遣年度に在籍する生徒を対象とし 10 名以内を代表として派遣する。
 - ② 現地滞在中はホームステイ、姉妹校での通常授業や学校行事等へ参加する。
 - ③ 事業終了後、派遣生徒は校内及び小学校、町行事などでその成果を普及する。
- (イ) 費用等
海外派遣に要する費用は井手町が設置する「井手町中学生夢・未来支援国際交流基金条例」に基づき、予算の範囲内において井手町が負担する。但し、旅券や入国査証等の交付手数料など個人の用に供する費用は除く。

(5) 姉妹校生徒の受入れ

- (ア) 受入れ期間・生徒数・活動内容
 - ① 9 月中旬の 10 日間程度、10 名以内の姉妹校生徒を受け入れる。
 - ② 本校在籍生徒の家庭からホームステイ先を募集し、家族全体で交流を図る。
 - ③ 通常授業や特別行事での交流により、語学力の向上や異文化への理解を深める。

3 調べる学習地域コンクール事業

(1) 主催

井手町教育委員会

(2) 共催

井手町学校図書館ネットワーク会議

(3) 後援

公益財団法人 図書館振興財団

(4) 事業目的

図書館資料をはじめ様々な情報を活用した調べる学習を通じて、児童生徒自らが考え、判断し、表現する力をはぐくむ。また、その活動の中で応募された作品を評価し、図書館利用の促進と調べる学習の普及を図る。

(5) 作品応募対象

井手町内在住・在学の小・中学校の児童・生徒及び保護者

(6) 各賞

(ア) 町 長 賞 (小学生の部／低・中・高学年、中学生の部)

(イ) 教 育 長 賞 (小学生の部／低・中・高学年、中学生の部)

(ウ) 審査委員長賞 (小学生の部／低・中・高学年、中学生の部)

(7) 参加賞

応募者全員に参加賞を贈呈

(8) 表彰

応募の啓発と入賞作品の顕彰のため、「井手町調べる学習コンクール」での入賞作品は、毎年実施される井手町文化祭で各賞の表彰を行う。

(9) 全国コンクールへの応募及び応募作品等の扱い

(ア) 「井手町調べる学習コンクール」で入賞した作品の中から優秀作品を、「図書館を使った調べる学習コンクール」(全国コンクール)の二次審査に出品する。

(イ) 「全国コンクール」で入賞した作品の著作権は、図書館振興財団に帰属する。

4 子ども見守り隊活動支援事業

(1) 事業目的

京都府が実施する「子ども・地域の安心・安全活動支援事業」を受け、自分たちの地域は自分たちで守ろうという決意のもと、自発的に一致協力して行う「子ども見守り隊啓発活動」などの地域防犯活動を促進し、子ども達はもとより、府民だれもが安心して安全に暮らすことのできる地域づくりを目指す。

(2) 井手町子ども見守り隊加入者

井手町の子ども見守り隊は、井手地区と多賀地区でそれぞれ組織され、井手町全体では約 350 名の参加者のもとで活動を実施している。

(3) 見守り隊活動内容

(ア) 青色パトロールカー巡回活動

(イ) 登下校時パトロール活動

(ウ) 京都府警察音楽隊、京都府警察平安騎馬隊、京都府警察カラーガード隊等の招聘

(エ) 見守り隊活動啓発用のぼり旗設置

通学区域の指定

井手町内に在住する児童生徒の通学する学校は、住居地により次のように指定されている。

(1) 井手小学校

大字井手全域（但し、小字平山を除く）

大字田村新田全域（但し、5年生以上）

(2) 井手小学校有王分校

大字田村新田全域（但し、1年生から4年生まで）

(3) 多賀小学校

大字多賀全域

大字井手小字平山

(4) 泉ヶ丘中学校

井手町内全域